

税のお知らせ

3月の納税等

国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
介護保険料／第6期
農業集落排水処理
施設使用料／第6期
保育料／3月分
納期限／3月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車の譲渡・廃車などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者）に課税されます。
所有している軽自動車を売却や住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。
手続きを車屋さん等に依頼される場合、3月31日までに確実に手続きしてもらうように確認

をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。また、口座振替をご契約の場合、特定の車両のみ口座振替を停止することはできません。

●問合せ先 総務部税務課

軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

軽自動車等を譲渡、または盗難などで現に所有していない場合でも、廃車・名義変更などの手続きが済んでいないと、次年度以降も税金を納めていただくこととなります。

廃車・名義変更などの手続きは4月1日までにお願いいたします。軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でもその年度の軽自動車税は全額課税されます。

手続きが遅れたために「納税通知書が送付された」、または「届かなかつた」などのトラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。他の人に依頼した場合には、いつ手続きをされたか、必ず確認してください。

また、口座振替をご契約の方で、4月1日前後に軽自動車等を売却し、今年度の軽自動車税を買主に支払ってもらうため、等の理由で、1台分の口座振替停止を依頼される場合がありますが、そのような対応は致しかねますので、ご了承ください。また、1年分のみ軽自動車税を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出していただくように、お願いいたします。口頭での依頼は受け付けかねますので、ご了承ください。

●問合せ先 総務部税務課

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。

このため、名義変更及び廃車の届出は出来る限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会
愛知主管事務所
☎050-3816-1770
ホームページ

自動車の名義変更・住所変更・廃車などの手続きについて

普通自動車・125ccを超えるオートバイの登録等の手続きは毎年、年度末の3月に窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。
このため、早めに手続きされますようお願いいたします。

●問合せ先

愛知運輸支局 登録担当
☎050-5540-2046

<http://www.keikenkyo.or.jp>

警察からのお知らせ けいさつだより

飛島村内犯罪状況 (28年1月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
1月	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
1月	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
1月	1	0	0	2	
1月	1	0	0	2	